

令和8年度入札制度改正について

1. 発注見通しの公表対象額の引上げ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、令和8年度より、工事の公表対象額が250万円以上から、400万円以上に変更となります。

2. その他業務への最低制限価格制度の導入

その他業務(建物管理業務など建設関係業務以外)について、最低制限価格制度を導入します。

【最低制限価格(変動型)の算出方法】

「有効な入札価格のうち最低の価格から順に6者までの平均価格×0.8」(千円未満切り捨て)

※有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.8を乗じた額(千円未満切り捨て)とする。

※最低制限価格の設定範囲は予定価格の10分の7(千円未満切り上げ)を下限、10分の9(千円未満切り捨て)を上限の金額とする。

3. 一般競争入札の改正

5百万円以上1千5百万円未満の土木一式工事の一般競争入札において、通常の入札参加資格要件を設定した際に、入札参加可能業者数が4社未満となる場合は、あらかじめ地域要件を拡大したうえで入札を実施します。

4. 適用日

上記1については、令和8年度発注見通し公表分から適用します。

上記2, 3については、令和8年4月1日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行通知から適用します。